

「物流の 2024 年問題」対策へのご協力依頼 (ガイドラインの周知及び自主行動計画作成のご依頼)

経済産業省 商務・サービスグループ 物流企画室

平素より、経済産業行政にご理解とご協力を賜り、厚くご礼申し上げます。

2024 年 4 月に、トラックドライバーの長時間労働の改善に向け、トラックドライバーの時間外労働の上限が年間 960 時間となります。他方で、物流の適正化・生産性向上について対策を講じなければ、2024 年度には輸送能力が約 14%不足し、さらに、このまま推移すれば 2030 年度には約 34%不足する（※）と推計されています（いわゆる「物流の 2024 年問題」）。

（※出典：第 3 回 持続可能な物流の実現に向けた検討会 資料 1 より）

こうした中で、政府においては、2023 年 6 月 2 日に開催された「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」において「物流革新に向けた政策パッケージ」を取りまとめ、同「政策パッケージ」に基づく施策の一環として、経済産業省、農林水産省、国土交通省は発荷主企業・着荷主企業・物流事業者が早急に取り組むべき事項をまとめた「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン（以下「ガイドライン」）」を策定し、2023 年 6 月 2 日付で公表しました。

物流の適正化・生産性向上のためには、荷主の皆様のご協力が不可欠です。業界団体の皆様におかれましてはガイドラインの内容について貴団体に所属されている事業者の皆様へのご周知をお願いします。

また、今回業界団体の皆様には、ガイドラインの内容を踏まえて業界・分野別に実際に取り組む事項を取りまとめた「物流対策自主行動計画（以下、「自主行動計画」）」の作成をお願いします。

ガイドラインは業界横断的に取り組みをお願いしたい事項を取りまとめたものとなりますので、ガイドラインに記載している項目のうち、業界特性等の理由により実施困難な項目・目標がある場合は、自主行動計画作成の際に、代替となる別個の取組・目標を設定し、効果的な取組の実施に繋げていただければ幸いです。

荷主業界団体・事業者の皆様におかれましては、ご理解・ご協力をお願いします。

【ご依頼事項】

- ① ガイドラインの内容について、貴団体に所属されている事業者の皆様にご周知をお願いします。
- ② ガイドラインを参照のうえ、各業界・分野ごとの自主行動計画の作成をお願いします。なお、「2024年問題」の対応に向けて2023年12月までにご作成ください。
※自主行動計画の作成方法及び記載例を「物流対策自主行動計画作成のご依頼（作成にあたって）」に記載していますので、作成の際にご参照ください。また、作成にあたりご不明な点等ございましたら下記【お問い合わせ先】までご連絡ください。
- ③ 経済産業省所管の団体に作成いただいた自主行動計画は経済産業省から公表を行う予定です。自主行動計画の作成が完了しましたら、下記【お問い合わせ先】までご送付ください。

【ご留意事項】

- 自主行動計画は業界ごとや分野ごとに、業界団体または複数の企業の連名による自主的な取り組みとして作成いただくことを想定しています。
- 自主行動計画の作成にあたり、経済産業省の審査・承認等の手続きは必要ありません。ただし、上記【ご依頼事項】③の通り、自主行動計画の作成が完了しましたら経済産業省商務・サービスグループ物流企画室（下記【お問い合わせ先】ご参照）までご送付ください。
- 2023年12月を目安に自主行動計画の作成状況のフォローアップを行うことを検討しています。なお、2024年3月までにガイドラインの対応状況についてもフォローアップを行うことを検討していますので、予めご了承ください。

【ご送付資料】

- 「物流の2024年問題」対策へのご協力依頼（ガイドラインの周知及び自主行動計画作成のご依頼）（本紙）
- 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン
- 物流対策自主行動計画作成のご依頼（作成にあたって）

【お問い合わせ先】

経済産業省 商務・サービスグループ 物流企画室

電話：03-3501-0092（直通）

e-mail：bzl-s-shosa-butstryukikaku@meti.go.jp